

2022/01/12

京都経済記者クラブ 各位

税理士法人山田&パートナーズ  
山田コンサルティンググループ株式会社  
弁護士法人 Y&P 法律事務所

## 2022 年度税制改正セミナーオンラインセミナーのご案内

拝啓 初春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、企業の健全な経営活動に向け、いち早く情報提供するために、1991 年から毎年税制改正セミナーを開催しており、昨年に引き続き 2022 年度税制改正セミナーもオンラインセミナーにてお届けいたします。

2021 年 12 月に公表された「令和 4 年度税制改正大綱」をもとに、100 名強のメンバーが総力をあげてレジュメを作成しております。

個人課税編では、マイホームに関して住宅ローン控除と、子ども・孫への住宅取得資金贈与の延長改正。上場株式や不動産等多額に所有なさっているかたについては財産債務調整書の提出義務者が拡大されます。加えて 2021 年の相続に関する民法改正についてもお話しいたします。

法人課税編では、「成長と分析の好循環の現実」をコンセプトとした賃上げ税制・オープンイノベーション促進税制の拡充、グループ通算制度の投資簿価修正制度の見直しや、消費税のインボイス制度（適格請求書保存方式）の見直しなどについてもお話しいたします。

個人事業者、法人企業に関係なくどなたでもご視聴いただけますので、皆様のお申込みをお待ちしております。

敬具

視 聴 期 間 : 1 月 31 日 ( 月 ) 10 時 ~ 3 月 31 日 ( 木 ) 17 時

お申し込み先 : <https://www.yamada-partners.gr.jp/zeikai2022/entry/>

問い合わせ先 : 山田コンサルティンググループ株式会社

TEL 03-6212-2505

Email [info\\_zeikai@yamada-cg.co.jp](mailto:info_zeikai@yamada-cg.co.jp)

以上

# 2022年度税制改正 オンラインセミナー

視聴期間

2022年1月31日(月) 10:00～3月31日(木) 17:00

私どもは、1991年から毎年税制改正セミナーを開催しております。

2022年度税制改正セミナーは、昨年引き続きオンラインセミナーにてお届けいたします。

12月に公表された「令和4年度税制改正大綱」をもとに、皆様のお役にたつべく、100名強のメンバーが総力をあげてレジュメを作成中です。

皆様のお申込みをお待ちしております。



税理士法人  
山田&パートナーズ  
統括代表社員  
三宅 茂久

山田コンサルティング  
グループ株式会社  
代表取締役社長  
増田 慶作

## 個人課税編(税制改正大綱)

マイホームに関して住宅ローン控除と、子ども・孫への住宅取得資金贈与の延長等改正。また、上場株式や不動産等多額に所有なさっているかたについては財産債務調書の提出義務者が拡大されます。加えて、2021年の相続に関する民法改正についてもお話しいたします。

## 法人課税編(税制改正大綱)

「成長と分配の好循環の実現」をコンセプトとした賃上げ税制・オープンイノベーション促進税制の拡充、またグループ通算制度の投資簿価修正制度の見直しや、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の見直しなどについても、お話しいたします。

お申込みは、インターネットから下記URLにアクセスしてください。

<https://www.yamada-partners.gr.jp/zeikai2022/entry/>

**参加無料**

**登録制**

**オンデマンド配信**

お問い合わせ [contact@yamada-partners.gr.jp](mailto:contact@yamada-partners.gr.jp)

※予期せぬ天候不良、天災の事情等により、配信開始日が延期になる可能性がございます。  
※視聴いただく環境によって、ご覧いただけない場合もございます。また視聴にかかる通信費等は視聴する方のご負担となります。  
※本セミナーが配信する映像、画面あるいは内容を無断で複製、改変、他のウェブサイトや著作物等へ転載する事を固くお断りいたします。

山田 税制改正

